

平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社テラスカイ
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 秀哉
(コード：3915 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役最高財務責任者 塚田 耕一郎
(TEL:03-5255-3410)

第三者割当による行使価額修正条項付 第 4 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年4月13日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会及び平成30年4月18日付の取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、平成30年5月9日に発行価額の総額（11,484,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成30年4月13日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び平成30年4月18日付当社プレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」（これらに対するその後の訂正を含みます。）をご参照ください。

募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 5 月 9 日
(2)	新 株 予 約 権 数	6,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1,914 円 (本新株予約権の払込金額の総額：11,484,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：600,000株（本新株予約権 1 個当たり100株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は600,000株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	2,438,484,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 4,060円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額） 上限行使価額はありません。 下限行使価額 2,436円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）（本新株予約権に係る発行要項第13項の規定を準用して調整されます。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行います。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。
(7)	募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲渡制限及び行使数量 制 限 の 内 容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約において、下記の内容について合意しております。</p> <p>①新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものといたします。</p> <p>②新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものといたします。ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9)	本 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成30年5月10日から平成33年5月10日まで
(10)	そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。